

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

19 款 1 項 17 目

(単位：千円)

計画 書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規・ 拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	自動車事業会計繰出金	4,814,148	4,114,697	4,411,294	3,691,685	402,854	423,012	○
2						0	0	
3						0	0	
4						0	0	
5						0	0	
6						0	0	
7						0	0	
8						0	0	
9						0	0	
10						0	0	
11						0	0	
12						0	0	
13						0	0	
14						0	0	
15						0	0	
16						0	0	
17						0	0	
	計	4,814,148	4,114,697	4,411,294	3,691,685	402,854	423,012	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	高齢健康福祉課				新規拡充		□ 新規 ■ 拡充		事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	17	目	政策群番号	06	施策群番号	14	
事業名称	自動車事業会計繰出金											

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	4, 814, 148	0	0	699, 451	0	4, 114, 697
令和7年度	4, 411, 294	0	0	719, 609	0	3, 691, 685
増▲減	402, 854	0	0	▲20, 158	0	423, 012

歳出		令和5年度	令和6年度			令和9年度	令和10年度	令和11年度
予 算	事業費	4, 821, 390	4, 655, 302			4, 898, 986	4, 914, 668	4, 936, 208
	市債＋一般財源	4, 012, 508	3, 909, 501			4, 206, 330	4, 220, 215	4, 240, 178
決 算	事業費	4, 821, 390	4, 655, 302					
	市債＋一般財源	4, 056, 245	3, 916, 216					

事業概要 (アクティビティ)		福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における自動車事業会計（市営バス）への繰出金							
事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
交付者数	単位	目標	425, 542	415, 613	422, 377	418, 373	421, 144	421, 924	423, 270
	人	実績	402, 230	404, 761					
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標							
		実績							
事業目的		【事業の目的・必要性】 福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における自動車事業会計（市営バス）への繰出金 【事業の効果】 ・敬老特別乗車証 乗車証を交付し、高齢者の外出及び社会参加を支援することで、趣味活動等による生きがいの創出のほか、介護予防や健康増進等へ繋げる。 ・福祉特別乗車券 福祉特別乗車券を交付し、障害者の外出を支援することで、社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げる。							
背景・課題		敬老特別乗車証については、令和4年10月のICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、高齢者の外出を支援し、高齢者の生きがい創出や、健康や介護予防に資するよう、より良い制度にしていける必要がある。 福祉特別乗車券については、精神障害者手帳取得者の増加により、福祉特別乗車券の交付者も増えている。社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げるため、持続可能な制度にしていける必要がある。							
根拠法令・方針決裁等		横浜市敬老特別乗車証条例、横浜市敬老特別乗車証条例施行規則、横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱、横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、横浜市福祉特別乗車券交付事務取扱要綱							
根拠・データ等		○R4年度に実施した高齢者実態調査結果 ・平日の外出目的は、敬老バスを持っている方が持っていない方に比べ「趣味活動」で4.2ポイント、「友人・知人と会う」で7.8ポイント高く、一方で「仕事」は敬老バスを持っていない方が6.4ポイント高かった（n=2,018）。 ・介護予防のための健康維持・増進の意識は、敬老バスを持っている方は「強く意識している」「意識している」の割合の合計が85.3%なのに対し、敬老バスを持っていない方の割合は80.9%となっている（n=2,101）。 ○福祉特別乗車券の対象者の増加 （身体・知的）R3 30140人→ R4 30433人 （精神） R3 26547人→ R4 28284人 特に精神障害者手帳取得者の福祉特別乗車券の交付が増加しており、外出の支援として引き続きニーズが高まっている。							
事業スケジュール		・昭和49年度：事業開始 ・平成元年度：金沢シーサイドラインにも無料乗車できるよう制度拡充 ・平成14年度：更新期間を3年間から1年間に変更 交付に際し、希望の有無の確認を開始 ・平成15年度：負担金導入 ・平成19年度：横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会を実施 ・平成20年度：負担金値上げ（平均約1.3倍） ・平成23年度：負担金値上げ（平均約1.1倍） ・令和元年度：「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」から答申を受領 ・令和2年度：敬老バスの利用実績の把握を目的にIC化に向けた検討を開始 ・令和3年度：利用管理システム及び新車載用機器類の開発及び設置 ・令和4年度：ICカード化した敬老バスの本格運用を開始 ・令和5年度：敬老バスにおける民営バスの市境路線の利用時に、市外から市外の乗車も通用区間とする規則改正を実施（令和5年10月1日施行） ・令和7年度：利用対象を地域公共交通に拡充し、高齢者の外出を促進（令和7年10月1日施行） 75歳以上の免許返納者に、敬老バスを3年間無料で交付し、免許返納後の外出を支援（令和7年10月1日施行） 効果検証の一環として要介護認定リスクの高い方を対象に、モニター調査に同意いただける方には敬老バスを1年間無料で交付し、モニター調査を実施（令和7年10月1日施行） ・令和8年度：バス事業者負担金単価の引き上げ							
事業開始年度		昭和49年度							

(単位：千円)

	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
--	-------	-----	-----	--------	------

細事業(事業内訳)	1	自動車事業会計繰出金（敬老特別乗車証）	4,065,926	3,730,469	335,457	負担金単価の引き上げ等による増
	2	自動車事業会計繰出金（福祉特別乗車券）	748,222	680,825	67,397	交付者数の増加による増
	細事業合計		4,814,148	4,411,294	402,854	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	野澤 正美	係長	正木 亮	